

テキスト・データベース

「清代後期における海関制度と中国沿海世界の考察」の作成

岡本 隆司：宮崎大学教育学部

本研究は重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」の公募研究として、その一部をなすものであり、ここでの目的の一つが史料の収集・整理、およびその情報化であったことから、研究成果を公にするかたわら、ここでの筆者の見解をかたちづかったところの主要史料の情報化にも従事し、これをデータベースとして公開することにした。とはいえそれらは、研究期間中に筆者が収集した史料のうち、関係のふかいごく一部のものにすぎず、かつ断片的なものばかりなので、そのままでは相互の連関に乏しい。なぜこれらを選択したのか、そしてこれらがどのような意味をもつのか、あらかじめ簡単な説明をくわえておく必要がある。

データベースに収録した史料は、まず時期・言語などによって、大きく五つに分類し、以下のよう

にローマ数字を付した。

明代資料

- 1 明末琉球資料
- 2 清初琉球資料

清代琉球資料

英文資料

清末福州資料

それぞれに収録した原文の一件一件に、【1】のように番号をふいたので、これらに準拠して紹介・説明する。その書誌も必要に応じて適宜言及するが、詳細は「出典・註記一覧」を参照されたい。

周知のように明代においては、中国人の出海を禁じた海禁政策、そして明朝に服属した外国からの朝貢を通じてしか貿易を認めない貿易政策が施行され、両者あいまって明代特有の朝貢貿易体制が形成された。はごく概略であるが、その内容と推移をたどってみたものである。この朝貢貿易体制の理念的な裏づけをなすのは、明朝の対外的イデオロギーであり、明の太祖が端的に「華夷之分」と表現したものである。『明太祖實録』から引いた【1】【2】がその代表的事例である。

問題はこの理念と貿易との関係がいかに推移したのかにある。明代も中期になると、いわゆる倭寇の横行とポルトガルの来航によって、明朝の朝貢貿易体制がくずれはじめる。すなわち貿易の実態と制度の乖離、具体的にいれるなら、実態として三種の貿易がすでに存在したにもかかわらず、明朝政府は公式にはあくまで朝貢によるものしか認めない、という状況が生じたのであった。三種の貿易とは、従前からの朝貢、浙江・福建方面に対する倭寇、広東方面へのポルトガルおよび南洋諸国の来航であり、鄭若曾の【3】の一文がそれを明快に整理、説明してくれる。なぜそうなったかといえ

【4】～【9】からその一端がうかがえるように、現地当局は中央の意向に掣肘され、それぞれに異なったかたちで対処せざるをえず、その対応がはなはだ一貫性を欠くものだったからである。たとえば倭寇に手を焼いた明朝は、隆慶年間に入って、ようやく海禁を解く。それは現在の廈門の近くに海澄県を設置し、そこからかぎって中国人の出海を認め、それに対し徴税・取締を行なうというものであった。これは『東西洋考』より抜粋した【10】【11】からわかるように、純然たる朝貢貿易とも、広東方面の南洋・西洋の来航貿易とも異なったものと位置づけられる。こうして太祖のいう「華夷之分」に裏づけられた朝貢貿易体制は、事実上破綻した。たとえば同時代の唐枢も【12】【13】で、これを「華夷同体」と表現し、その現状をつとに認識していた。しかしながら明朝が、その理念を放棄することはついになかった。名実ともに並立した三つの貿易形態を一貫した体制、統一的な制度でもって把握しなそうという動機や意欲は、最後までもたれなかったのである。こうした貿易の実態と体制の乖離は、清朝になって解決をみることになる。いな、むしろそれを解決すべく清朝が登場したともうけとれる。【14】でとりあげた清人による明代の海外貿易の観察は、不十分ながらもそれをうかがわしめるものである。

以上のような明末中国の貿易体制の動揺に乗じて、なるべくみずからの貿易を拡大させようとしたのが琉球であった。あるいは福建の海禁解除に乗り、あるいは広東の来航貿易の例を援用し、執拗に福州における貿易拡大の要求をくりかえす。その詳細な推移は、ほぼ『歴代寶案』でたどることができ、その関係史料を収録したのがである。そのうち - 1 は明末をあつかったもので、【1】～【12】にみえる琉球と明朝側の交渉の過程から、で概観した貿易の実態と明朝の姿勢が、具体的に確認されよう。こうしたねばりづよい交渉と、北京政府の倒壊という局面の急転により、南明にいたってついに生糸貿易が公認される。ところでその間に問題となったのは、中国側の商人をどのようにとりしまるかであり、かれらのうち一定数を体制内にくみこんで、公式に貿易をまかせるかたわら、貿易に対する取締・徴税をもゆだねる、という方法が採用される。そのいきさつは【13】～【18】でわかる。この方式は後述するように、朝貢貿易をふくむ海外貿易においては、清代に海関が設置され、そこではじめて一般的な機構となったものである。この明末の琉球の事例は、いわばその先駆的な意味を有するものであった。

清朝が中国に君臨すると、いうまでもなく琉球もその朝貢国となるが、そのさい清朝とあらためて貿易関係をとりむすばねばならなかった。その具体例として、 - 2 にふたたび『歴代寶案』から史料を抜粋した。折しも清朝は、鄭氏の海上勢力に対抗するため、海禁を励行したこともあり、朝貢貿易についてもきびしい態度をとっていた。琉球はそれに対し、【20】～【23】にみえるような明末からの既得権益の確保、【23】～【25】のような他の朝貢国に劣らない待遇など、その要求を一つずつ認めさせてゆく。そこで「華夷之分」に依拠した明末当局の言とは対蹠的に、しばしば「華夷一家」のスローガンが掲げられているのは注目してよい。清朝の側も琉球の要求には、かなり柔軟に対応したありさまがうかがわれる。

清朝が海禁を布いていたあいだ、もちろん中国の海外貿易がすべて途絶したわけではない。それをあえて整理するなら、清朝への朝貢にともなう貿易、台湾の鄭氏と福建の靖南藩を通じての中国人の出海貿易、ポルトガル船によるマカオを通じての来航貿易の三種に分けられる。これはけっきょく明末の状況とほぼ同じで、それが形を変えて継続していたわけである。康熙22年(1683)に鄭氏が降伏すると、その翌年、清朝は海禁を撤廃して、中国人の出海貿易を公認し、これに徴税と取締をくわえ

るため海関を設置する。これは明末の海澄縣設置にともなう海禁解除に比すべきものであるが、清朝の場合は、この措置だけにとどまらなかった。まもなく海関は来航貿易をも朝貢貿易をもその管轄下に置き、海外貿易に対する管理機関は海関に一本化された。海関はもともと中国船の出海と来航をとりしめし、それに課税する機関であったが、朝貢貿易に対しては、ほんらい課税すべきものを免税にするという手続をもって、とくにほかの貿易形態と区別し、朝貢国の恭順の意にこたえたわけである。その清朝側の事情は、『歴代寶案』に収めるところでは、【26】【27】の史料から詳細がわかる。かくして明代以来、あい並立した三種の貿易形態は、矛盾なく統合的に把握されることとなり、明朝とは異なる清朝の朝貢体制が形成されたのであった。この間の具体的な経緯も、【28】～【32】にみえる琉球の事例によって、もっともよく明らかにできる。

以上はさきに掲げた研究成果、「従市舶司到海關」の論旨とほとんど重複している。けれどもこれは口頭発表であって、いまなお活字化されていないため、ややくわしく述べた次第である。

こうして安定するにいたった清朝の対外貿易であるが、実際に徴税・取締をになったのは、海関の管理のもとで取引に従事する仲買商人たちであった。これは広東のヨーロッパ貿易がとくに有名であり、また利用できる史料も多いので、筆者もそのしくみを明らかにしてきた。そのため清末については、かなりわかってきたけれども、さらにこれを足がかりに、清代まで時代をさかのぼらせて、仲買商人たちのありようを分析する必要もでてくる。研究成果の「広東洋行考」も、そうした作業の一環である。そこで新出史料のごく一部を紹介したが、中国社会科学院所蔵のものであるため、情報化は手控えた。いっそう十分なかたちでの紹介と分析は、別の機会にゆずりたい。

この作業を通じてかなり確信をもったのは、規模や内容に若干の差異はあっても、原理としては、沿岸の海港ではいずれも、広東と同じかたちで貿易の管理が運営されており、福州における琉球の朝貢貿易も、その例外ではないという仮説である。ただ琉球と清朝の関係がすこぶる安定していたためか、あるいは両者の貿易があまりに日常的で、かつまた慣例化していたためか、福州について、そうしたしくみをたちいってしめしてくれる史料は、とりわけ清朝の側できわめて少ない。でそれにかかわる若干のものを紹介するけれども、はなはだ不十分なのはいなめない。

これをおぎなってくれるのが、19世紀にはいつてからのイギリスの史料であり、それを収録したのが、である。かれらは広東に代表される清朝の貿易体制を、みずからの通商拡大に対する最大の障害とみなしたから、中国沿岸の貿易がどのように組織されていたかについても、貴重な記述を残している。もちろん広東および上海に関するものが、その大多数を占めるものの、中国沿岸全体に言及した【1】は、短文ながらすこぶる参考に値するし、琉球およびその朝貢貿易の場たる福州にも、言及が少なくない。南京条約直後、福州に駐在した領事オルコックらの調査報告の【2】～【5】、1850年代はじめのシンクレアらの報告の【6】～【9】がそれにあたる。これらが記すところによって、琉球の貿易をふくめ福州の交易も、広東とほとんど同様の体制で行なわれていたという、ここまで述べてきた仮説があらためて確認できよう。

イギリスが福州に関心を有したのは、何よりも自国への茶輸出のためであり、さればこそアヘン戦争のち、清朝のつよい反対をおしきってまで、茶産地を近くにひかえた福州を開港させたのである。しかしその思惑に反し、1850年代まで福州でのイギリス貿易は発展しなかった。に収録した史料のほとんどに共通する琉球と福州への注目、その原因と対策をさくろうという動機に由来したものである。いっぽう清朝側は、条約締結以前の態度をくずそうとはしなかった。におさめた西洋諸国へ

の清朝側の対応に関する若干の史料のうち、【1】～【4】はそれを具体的にしめすものである。

ところが50年代のなかばになって、ようやく福州の茶輸出が開始されるや、上海をしのがばかりの急速な発展をとげる。そうした事態になって清朝側は、かつて広東で行なわれたのと同じ貿易体制を適用しようとした。それは、 の【10】【11】にあるイギリス側の報告、これに対応する の【5】にある清朝側の史料のしめすとおりであるが、周知のようにほとんど効果をあげなかった。それならなぜ、このように福州の西洋貿易は50年代のはじめまで発展せず、50年代のある時期に突如急速に発展したのか、そして従来の方法ではその管理が不可能であったのだろうか。これらの原因を福州の貿易構造との関連から明らかにする必要性が生じてくる。こうした問題をとりあげたのが、研究成果の「開港と朝貢のあいだ」である。そしてその根本的な動因は、福州のみならず広東・上海をふくめ、清朝の貿易体制の根幹をなした中国沿岸各港の仲買商人の動向と組織化にあることが判明した。

以上のように、明清時代の海外貿易、ひいては対外関係のありかたを、その制度面からとらえようとした試みは、ひとまず一定のかたちを成したと考える。けれども細部にいたっては、なおまったく不明な点が多々残されており、本研究においては、きわめて大掴みな素描に終始せざるをえなかった。今後はこの成果のうえにたって、所期の目的を達成すべく、さらに問題をふかめつつ、研究を進展させてゆくこととしたい。

出典ならびに註記一覧

頻出する文献名で冗長にわたるものは、以下のような略称を用いた。

寶案：『歴代寶案』

臺灣大學本：『歴代寶案』、臺灣大學印行、1972年、全15冊。

校訂本第1冊：沖縄県立図書館編、和田久徳校訂『歴代寶案』、沖縄県教育委員会、1992年、第1冊。

校訂本第2冊：沖縄県立図書館編、和田久徳校訂『歴代寶案』、沖縄県教育委員会、1992年、第2冊。

校訂本第4冊：沖縄県立図書館編、神田信夫校訂『歴代寶案』、沖縄県教育委員会、1993年、第4冊。

那覇市史：『那覇市史』資料篇第1巻4、歴代寶案第1集抄、那覇市役所、1986年。

IUPBPP：Irish University Press, Area Studies Series, British Parliamentary Papers, China, 42vols, Shannon, 1972.

F0228：Great Britain, Foreign Office, Embassy and Consular Archives, Correspondence, Series I, 1834-1922.

明代資料

【1】『明太祖實録』巻50、洪武3年3月の条。

【2】同上、巻90、洪武7年6月乙未朔の条。鄭若曾『籌海圖編』巻12、開互市。

この文章は、王圻『續文獻通考』巻31、市糴考、市舶互市、の条にも引用。

(1)「在廣東～互市」の部分は、『鄭開陽雜著』巻4、頁51、に「在廣東者、專爲占城・暹羅諸番、在福建者、專爲琉球、在浙江者、專爲日本而設。日本入貢而來也、許帶方物、官設牙行、與民貿易、謂之互市」とあるに基づく。

【4】鄭曉『吾學編』「皇明四夷考」巻上、日本の条、頁38～39。

- 【5】『明史』卷81、食貨5、市舶。
- 【6】『明世宗實錄』卷33、嘉靖2年11月癸巳の条。
- 【7】前掲『籌海圖編』卷12、開互市。
 (1)「初設~~奸商也」の部分は、ほぼ【4】の引用。
- 【8】鄭舜功『日本一鑑』、窮河話海卷6、海市。
- 【9】周玄CP『三林續記』。
- 【10】張燮『東西洋考』卷7、餉稅考。
- 【11】同上、卷8、稅GE考。
- 【12】『籌海圖編』卷11、叙寇原。
- 【13】『皇明經世文編』卷270、唐樞「覆胡梅林論處王直」。
- 【14】『皇朝經世文編』卷83、兵政、海防上、姜宸英「日本貢市入寇始末擬稿」。
 (1)「禍起~~市舶」の部分は、ほぼ【7】の引用。
 (2)「而不知~~非市舶也」の部分も、ほぼ【7】の引用。
 (3)「浙江市舶~~明矣」の部分は、ほぼ【3】の引用。
 (4)「夫貢者~~得而開哉」の部分も、ほぼ【3】の引用。

-1 明末琉球資料

- 【1】『寶案』第1集卷8、臺灣大學本第1冊、265~266頁、校訂本第1冊、236~237頁。『那霸市史』、265~267頁。
- 【2】『寶案』第1集卷9、臺灣大學本第1冊、300~302頁、校訂本第1冊、272~273頁。『那霸市史』、395~397頁。
- 【3】『寶案』第1集卷20、臺灣大學本第1冊、655~656頁、校訂本第1冊、657~658頁。『那霸市史』、404~405頁。
- 【4】『寶案』第1集卷9、臺灣大學本第1冊、307~309頁、校訂本第1冊、279~281頁。『那霸市史』、413~415頁。
- 【5】『寶案』第1集卷9、臺灣大學本第1冊、309~313頁、校訂本第1冊、281~285頁。『那霸市史』、416~420頁。
 (1)「准禮部咨~~以昭恭順」の部分は、【4】の引用。
- 【6】『寶案』第1集卷13、臺灣大學本第1冊、439~440頁、校訂本第1冊、441~442頁。『那霸市史』、421~423頁。
 同内容の福建等處承宣布政使司あての咨文が、『寶案』第1集卷20、臺灣大學本第1冊、663~664頁、校訂本第1冊、665~666頁、に収められる。
- 【7】『寶案』第1集卷20、臺灣大學本第1冊、666~668頁。校訂本第1冊、667~670頁。
- 【8】『寶案』第1集卷20、臺灣大學本第1冊、669~671頁、校訂本第1冊、671~673頁。『那霸市史』、431~434頁。
- 【9】『寶案』第1集卷9、臺灣大學本第1冊、314頁、校訂本第1冊、286頁。『那霸市史』、437~438頁。
 (1)「福建・廣東~~曲循題請」の部分は、【6】で言及した『寶案』第1集卷20、臺灣大學本

第1冊、663～664頁、校訂本第1冊、665～666頁、の福建等處承宣布政使司あての咨文からの引用、内容はほぼ【6】に同じ。

- 【10】『寶案』第1集巻4、臺灣大學本第1冊、155～156頁、校訂本第1冊、151～152頁。『那霸市史』、439～440頁。
- 【11】『寶案』第1集巻20、臺灣大學本第1冊、676～677頁、校訂本第1冊、678頁。『那霸市史』、442～443頁。
- 【12】『寶案』第1集巻13、臺灣大學本第1冊、445～446頁。校訂本第1冊、447～448頁。
同内容の福建等處承宣布政使司あての咨文が、『寶案』第1集巻20、臺灣大學本第1冊、685～686頁、校訂本第1冊、687～688頁、『那霸市史』、448～449頁、に収録。
- 【13】『寶案』第1集巻36、臺灣大學本第2冊、1175～1176頁、校訂本第2冊、437～438頁。『那霸市史』、451～453頁。
- 【14】『寶案』第1集巻36、臺灣大學本第2冊、1177～1178頁、校訂本第2冊、439～440頁。『那霸市史』、453～454頁。
- 【15】『寶案』第1集巻37、臺灣大學本第2冊、1216～1218頁、校訂本第2冊、478～480頁。『那霸市史』、459～462頁。
- 【16】『寶案』第1集巻37、臺灣大學本第2冊、1229～1231頁、校訂本第2冊、491～493頁。『那霸市史』、469～472頁。

-2 清初琉球資料

- 【17】『寶案』第1集巻3、臺灣大學本第1冊、107頁。校訂本第1冊、103頁。
この文章は、『清世祖實録』巻30、2月癸未の条、にも収録。
- 【18】『寶案』第1集巻14、臺灣大學本第1冊、452～453頁、校訂本第1冊、454～455頁。『那霸市史』、487～489頁。
- 【19】『寶案』第1集巻6、臺灣大學本第1冊、187～189頁、校訂本第1冊、153～154頁。『那霸市史』、492～494頁。
- 【20】『寶案』第1集巻14、臺灣大學本第1冊、464～465頁、校訂本第1冊、466～467頁。『那霸市史』、554～555頁。
- 【21】『寶案』第1集巻6、臺灣大學本第1冊、203～204頁、校訂本第1冊、173～174頁。『那霸市史』、562～564頁。
- 【22】『寶案』第1集巻6、臺灣大學本第1冊、202～203頁、校訂本第1冊、171～172頁。『那霸市史』、560～561頁。
- 【23】『寶案』第1集巻14、臺灣大學本第1冊、467～468頁、校訂本第1冊、469～470頁。『那霸市史』、566～568頁。
- 【24】『寶案』第1集巻6、臺灣大學本第1冊、207～208頁、校訂本第1冊、176～178頁。『那霸市史』、577～579頁。
- 【25】『寶案』第1集巻10、臺灣大學本第1冊、319、321～322頁、校訂本第1冊、324～325頁。『那霸市史』、587～589頁。
- 【26】『寶案』第1集巻7、臺灣大學本第1冊、227～229頁、校訂本第1冊、197～199頁。『那霸市史』

史』、661～665頁。

なおここに言及された問題は、他の関係史料にも記述があり、もっともよくまとまったものは、阮元等修・江藩等纂『廣東通志』、道光2年刊、巻180、經政略23、康熙24年の条、である。それを他の史料もあわせつつ掲げよう。

〔康熙〕二十四年、戸部爲呈報事。近准禮部咨題、内開、查定例内、凡外國貢船不過三、等語。今奉旨、外國進貢船隻、所帶貨物、一概收稅、於柔遠之意未符（この康熙帝の意向は、『清聖祖實録』巻120、康熙24年4月戊申の条、をみよ）等因。應將外國進貢、定數船三隻内、船上所帶貨物、停其收稅。其餘私來貿易者、准其貿易。貿易商人、部臣照例收稅、等因、會議具題。奉旨、依議、欽此、欽遵。行各海關監督、遵奉施行（この条は、『大清光緒會典事例』、巻510、頁17、に「外國貢船所帶貨物、停其收稅。其餘私來貿易者、准其貿易。聽所差部員、照例收稅。」とある）

〔關册〕准議〔議准〕。貿易番船回國、除一應禁物外、不許搭帶内地人口、及潛運造船大木・鉄釘・油5B等物、糧米止准酌帶口糧、不許多販。貿易畢回國、該督撫80委賢能官員、嚴查禁止夾帶（この条は、『大清光緒會典事例』巻511、頁2、にある）〔會典〕番船貿易完日、外國人員一併遣還、不得久留内地（この条は、『大清光緒會典事例』巻510、頁17、にある）

凡貢船回國、帶去貨物、免其收稅（この条は、『大清光緒會典事例』巻510、頁17、にある）

議准。兵器向來禁止、不許賣給帶往、賣給外國。但商人來往大洋、若無防身軍器、恐致劫掠。嗣後内地貿易商民所帶火砲軍器等項、應照船隻大小・人數多寡、該督撫酌量定數、起程時、令海上收稅官員、及防海口官員、查照數目、准其帶往。回時仍照原數查驗（この条は、『大清光緒會典事例』巻511、2～3頁、にある）

【27】『寶案』第1集巻15、臺灣大學本第1冊、491～493頁、校訂本第1冊、493～495頁。『那霸市史』、674～677頁。

【28】『寶案』第1集巻7、臺灣大學本第1冊、233～234頁、校訂本第1冊、203～204頁。『那霸市史』、685～688頁。

なおこの内容を簡略にしたものに、『清聖祖實録』巻142、康熙28年10月庚午の条、がある。

【29】『寶案』第1集巻11、臺灣大學本第1冊、364～371頁、校訂本第1冊、365～371頁。『那霸市史』、688～697頁。

(1)「切、臣辟處海濱～～謹奏以聞」の部分は、【27】の引用。

清代琉球資料

【1】『寶案』第2集巻24、臺灣大學本第4冊、2323～2325頁。校訂本第4冊、351～35頁。

【2】『寶案』第2集巻24、臺灣大學本第4冊、2340～2342頁。校訂本第4冊、368～370頁。

(1)「爲稟報事～～施行」の部分は、【1】の引用。

【3】中國第一歷史檔案館編『清代中琉關係檔案選編』、中華書局、1993年、19頁。

この文章は、『明清史料』庚編第四本、336～337頁、にも引用。

【4】『寶案』第2集巻28、臺灣大學本第4冊、2498～2499頁。校訂本第4冊、526～527頁。

(1)「切查～～施行」の部分は、【3】の引用。

【5】『寶案』第2集巻29、臺灣大學本第4冊、2523～2525頁。校訂本第4冊、551～553頁。

(1)「案照～～移知查照施行」の部分は、【4】の引用。

(2) 「嗣後～～施行」の部分は、【4】末尾の引用。

【6】『寶案』第2集巻30、臺灣大學本第4冊、2531～2535頁。校訂本第4冊、559～563頁。

(1) 「應置買～～知照」の部分は、【3】末尾の「應買貨物～～査照」を簡略にしたもの。

【7】『寶案』第2集巻30、臺灣大學本第4冊、2543～2545頁。校訂本第4冊、571～573頁。

(1) 「本年七月二十日～～移知施行」の部分は、【6】の引用。

【8】前掲『清代中琉關係檔案選編』、11頁。

【9】前掲『清代中琉關係檔案選編』、102～103頁。

なおこの文書に附された「抄録琉球國原咨」(同上、103～104頁)は、『寶案』第2集巻46、臺灣大學本第5冊、3049～3050頁、および『明清史料』庚編第四本、350～351頁、と同じ内容。

【10】前掲『清代中琉關係檔案選編』、175～176頁。

英文資料

【1】IUPBPP, Vol. 37, First Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company(China Trade), Ordered, by the House of Commons, to be printed, 8 July 1830, p. 300, John Crawford, March 25, 1830.

【2】F0228/52, Alcock to Davis, No. 30, May 27, 1845.

この文は、IUPBPP, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, down to the latest period, 1847, p. 1(357).にも収録。

【3】F0228/52, R. Alcock, "Report on the existing Trade at the Port of Foo-chow, and its capabilities as a place for European Commerce," June 16, 1845, Encl. in Alcock to Davis, No. 37, June 16, 1845.

この文書は、IUPBPP, Vol. 40, Returns of the Trade of the Various Ports of China, down to the latest period, 1847, pp. 2(358)～9(365).にも収録。

【4】F0228/62, R. Alcock, "Second Report on the Trade of Foo-chow foo," Feb. 12, 1846, Encl. in Alcock to Davis, No. 7, Feb. 12, 1846.

【5】F0228/62, H. S. Parkes, "Account of Native Trade of Fuhchow," Encl. in Alcock to Davis, No. 7, Feb. 12, 1846.

【6】F0228/114, Sinclair to Bonham, No. 63, Nov. 28, 1850.

(1)以下の朝貢品リストは、『寶案』第2集巻190、臺灣大學本第14冊、7830頁以下、にもくりかえし記述があるので、さしあたりそれを紹介しよう。

.....坐駕海船貳隻、分X6常貢、煎熟硫T1壹萬貳千陸百斤・紅銅參千斤・煉熟白剛錫壹千斤。並進皇帝陛下慶賀禮物、土產金罐壹合、共重七拾陸兩、銀罐壹合、共重陸拾兩、金鞞鞘腰刀貳把・銀鞞鞘腰刀貳把・精熟淡黃色土夏布伍拾疋・精熟土夏布伍拾疋・細嫩土蕉布壹百疋・金彩畫圍屏壹對・精製摺扇貳百把・圍屏紙伍千張・紅銅伍百斤・白剛錫伍百斤。進奉皇后殿下慶賀禮物、金粉匣壹合、共重八兩、銀粉匣壹合、共重七兩參錢、精熟淡黃色土夏布貳拾疋・精熟土夏布貳拾疋・細嫩土蕉布肆拾疋・精製摺扇八拾把。又進先皇之靈香燭祭品等物、共代儀白銀壹百兩。

以上は英文の記事とほとんど出入がない。なお“Chin-hio-hiai, Linguist-Supercargo from

Loochoo”という人物は、おそらく同上、7836頁、に言及のある「琉球國進貢存留通事鄭學楷」のことであろう。

【7】F0228/128, Sinclair to Bonham, No. 25, June 17, 1851.

【8】0228/128, Sinclair to Bonham, No. 26, June 18, 1851.

【9】F0228/144, Walker to Bowring, No. 36, July 14, 1852.

【10】F0228/159, Gingell to Bonham, No. 51, Dec. 12, 1853.

【11】F0228/174, Gingell to Bonham, No. 5, Jan. 10, 1854.

清末福州資料

【1】中國第一歷史檔案館編『鴉片戰爭檔案史料』、全7冊、天津古籍出版社、1992年、第2冊、641頁、「欽差大臣8T善奏請廈門福州征收英商稅課片」、道光20年11月26日。

この文書は、『籌辦夷務始末』道光朝、卷18、頁29、にも引用。

【2】前掲『鴉片戰爭檔案史料』第6冊、137頁、「欽差大臣耆英〔等〕奏報酌辦和議情形摺」、道光22年7月21日。

この文書は、『籌辦夷務始末』道光朝、卷59、頁33、にも引用。

【3】前掲『鴉片戰爭檔案史料』第6冊、158頁、「欽差大臣耆英等奏報和約已定MO用關防并將和約抄繕呈覽摺」、道光22年7月26日。

この文書は、『籌辦夷務始末』道光朝、卷59、頁40～42、にも引用。

【4】前掲『鴉片戰爭檔案史料』第7冊、565～566頁、「L4浙總督劉韻■等奏為密陳籌辦福州洋務實情并揣測英情片」、道光25年3月15日。

この文書はさきに、「第一次鴉片戰爭之後福州問題史料」『歷史檔案』1990年第2期、45～46頁、に紹介されたところである。

【5】太平天國歷史博物館編『吳煦檔案選編』第6輯、江蘇人民出版社、1983年、158～165頁、「王懿德為L4茶海運出口收稅章程咨蘇撫」、1854年4月。